

## 茂原市農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 平成27年3月23日(月) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102議室

3 出席委員 25名

1番 栗原石乃	2番 秋葉仁喜
3番 八角徳政	4番 金坂信義
5番 鬼島一郎	6番 熊切秀雄
7番 古山光雄	8番 浦島京子
9番 板倉昭	10番 石井暉伸
11番 矢部義明	
13番 市原暉久	14番 鈴木幸雄
15番 鵜澤正文	16番 三枝源一(第二小委員長)
17番 花澤道夫	18番 蕨武之
	20番 大塚優(第一小委員長)
21番 古山善作	22番 丸島正昭
23番 深山和夫	24番 佐藤栄作
25番 鵜澤和行	26番 加藤古志郎(会長)
27番 林和夫(職務代理者)	

4 欠席委員

19番 麻生重和

5 事務局職員 4名

事務局長 葛岡直樹	係長 三階英幸
係長 鶴岡嘉孝	副主査 芝崎一郎

6 会議に付した議案

農地法第3条の規定による許可申請について	7件
農地法第4条の規定による許可申請について	2件
農地法第5条の規定による許可申請について	6件
農地法第5条の規定による許可後の計画変更について	1件

平成27年2月24日開催 第3回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について  
(利用権設定)

## 平成27年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について

### 7 報告

農地の賃貸借料の情報提供について

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

公共事業に伴う廃土処理事業の届出について

その他

### 8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日はご多忙の中、第4回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請7件、4条申請2件、5条申請9件、5条計画変更1件、先月の保留案件、農地の利用集積、標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認でございます。現地調査につきましては、17日に第二小委員会で行っております。それから、麻生委員から欠席の連絡がありました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。多分来月の今頃は、農業委員会の改革に関する法案が国会に上程されているものと思われま。今年には農業委員選挙の年でございますが、その状況は確たるものではありません。情報が入り次第、皆さんに報告したいと思っております。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は2番丸島委員と2番深山委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局に申し上げます。それでは3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。始めに1号議案でございます。申請地は、本納字吉井境地先ほか3筆、田んぼ3442㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が法目の★★さん、売渡人は榎神房の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小ためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は300日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

つづきまして2号議案でございます。申請地は、早野字明光地先ほか2筆、田んぼ1283㎡に使用貸借権を設定しようとする申請でございます。申請人は、借人が早野の★★さん、貸人は父親である★★さんでございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものがございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯で150日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アール

ルを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

つづきまして3号議案でございます。申請地は立木字滝之谷地先ほか1筆、田んぼ1927㎡を売買しようとする申請でございます。買受人は猿袋の★★さん、売渡人は立木の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては、経営規模縮小のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

つづきまして4号議案でございますが、5号議案も買受人が同じでありますので、あわせて説明いたします。申請地は4号議案にあつては、六ツ野字南耕地地先ほか1筆、田んぼ3343㎡、5号議案にあつては、同地先田んぼ595㎡を売買しようとする申請でございます。買受人は六ツ野の★★さん、売渡人は、4号議案にあつては六ツ野の★★さん、5号議案にあつては長生村の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては、経営規模縮小のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

つづきまして6号議案でございます。申請地は七渡字東野中地先、畑455㎡を売買しようとする申請でございます。買受人は七渡の★★さん、売渡人は新小轡の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては自宅から近く耕作しやすいため、売渡人につきましては規模縮小ためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

最後に7号議案でございます。申請地は、長尾字川代界地先、畑1014㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が富里市の★★さん、売渡人は小林の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては、申請地の隣地でレストランを開業するのにともない、そこで提供する野菜を賄うため、売渡人につきましては規模縮小のためでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超

えております。富里市農業委員会から農業の実態証明が提出されております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

会長 説明が終わりましたが、1号議案については★★委員が議事参与の制限を受けますので、ご退席ください。

(★★委員退席)

会長 小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員会 (審議内容を報告)  
1号議案許可、

会長 小委員会の報告が終わりました。審議いたします。★★委員どうですか。

★★委員 現地を確認したところ、4枚の田んぼに分かれておりました。本人が耕作するとは思われませんでした。購入する方が耕作されるのでしょうか。許可をお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 後継者がいないということと規模縮小とのこと。買受人につきましては、規模が拡大でございます。同じ組合員でございますので、許可をお願いします。

会長 1号議案について、その他ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、1号議案は許可ということに決定させていただきます。

(★★委員着席)

会長 2号議案以降の小委員会の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)  
2号議案許可、3号議案許可、4号議案許可、5号議案許可、6号議案許可、7号議案許可。

会長 小委員会の報告が終わりました。順次審議します。2号議案、農業者年金の関係です。★★委員どうですか。

★★委員 息子さんへの使用貸借でございますので、許可でよろしくをお願いします。

会長 2号議案は許可ということによろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、2号議案は許可ということに決定させていただきます。次に3号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 別に問題はないと思います。許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 売渡人は家庭の事情だということ。そういうことを含めて許可をお願いします。

会長 3号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、3号議案は許可ということに決定させていただきます。次に4号、5号議案を一括して審議します。★★委員どうですか。

★★委員 きれいに耕作しておりますので、許可をお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 一体になっている土地でして、すでに買受人が耕作しております。大規模経営を目指した担い手でございますので、許可をお願いします。

会長 4号、5号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、4号、5号議案については許可ということに決定させていただきます。次に6号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 畑としてきれいに整備されておりました、問題ないと思います。許可をお願いします。

会長 これは私の地元ですが、売渡人が耕作できないため売買でございます。小委員会の報告どおり許可ということによろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは6号議案は許可ということに決定させていただきます。次に7号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 レストランを開業する土地の隣接になります。いずれは転用されるのではと思いましたが、許可をお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 場所的にはおそらく用途地域ではないかと思えます。富里市から農業の実態証明も出ていますし、許可をお願いします。

会長 7号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可ということに決定させていただきます。次に農地法第4条の規定による許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 はじめに8号議案でございます。申請地は綱島字花川地先、田んぼ2232㎡の内375.35㎡でございます。綱島の★★さんが、農業用施設用地とする申請でございます。申請理由といたしましては、申請地は自宅の隣りにあり今現在の作業小屋が手狭で、また、老朽化していることから作業効率の良い申請地に作業小屋を新築したいとのことでございます。計画といたしましては、農業用の倉庫90.72㎡でございます。外周には、隣接する田んぼへの土砂の流出を防ぐため高さ1mのL型擁壁を設置いたします。隣接は1名から同意を得ております。排水は雨水のみとなっております。なお、両総土地改良区から意見書及び排水同意書が、また、早野水利組合並びに綱島水利組合から排水同意書がそれぞれ提出されております。他方令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、申請地はおおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地でありますので、第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地でございますが、第1種例外として、農地法施行規則第33条の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあてはまり、例外的に許可できる農地でございます。

います。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして9号議案でございます。申請地は東郷字権現前地先、畑512㎡でございます。九十九里町の★★さんが貸資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は木材の加工・販売業や土木工事業を営んでおり、事業拡大を図るため相続で取得した当申請地を資材置場用地として自身が役員を務める★★に貸付けしようとするものでございます。計画としましては、土木資材や木材置場と一時車両置場でございます。排水は雨水のみで敷地内浸透でございます。隣接は2人から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)  
8号議案許可、9号議案許可。

会長 小委員会の審議内容の報告が終わりました。順次審議します。8号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 住宅の隣地に新しく農作業場をつくるということでございます。許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 昨日現地を見させてもらいました。申請人の今の倉庫は50年ぐらい建っております。老朽化しておりますので、ぜひ移転して農業をがんばってほしい。許可相当をお願いします。

会長 これは1種農地ですけれども、例外に該当するため許可が可能となります。8号議案は許可相当でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは、8号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に9号議案でございます。★★委員どうですか。

★★委員 この場所の周りは宅地で、申請地はきれいになっております。2種農地ということで問題ないと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 住宅地であり、2種農地でございます。貸資材置場ということで許可相当でよろしいかと思えます。

会長 9号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、9号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に農地法第5条の規定による許可申請に移ります。説明をお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。それでは10号議案でございます。申請地は下太田字桶谷地先、他1筆、田んぼ363㎡と進入路として一体利用する宅地42.33㎡でございます。下太田の★★さんが祖父の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、実家住まいですが手狭なため隣接地である申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積80.73㎡が1棟でございます。排水は南側排水路に放流の計画でございます。新治土地改良区より排水同意書が提出されております。他方令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして11号議案でございます。申請地は大芝字二ノ割地先、外1筆、田んぼ889㎡、畑195㎡と一体利用する山林45㎡の合計1,129㎡でございます。大芝の★★さんが同じく大芝の★★さんから土地を買い受けて資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、買受人は個人事業者でダンプトラックを所有し砂利・碎石・山砂等の販売・運搬を行っており、資材の一時保管場所として自宅に近い申請地を資材置場として使用したいとのことでございます。計画としましては、高さ調整の為に埋立てを一部行い、土木資材の碎石・砂利・山砂置場とする計画でございます。排水は雨水のみで敷地内浸透でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして12号議案でございます。申請地は大芝字一東割地先、畑371㎡と一体利用する山林44㎡の合計415㎡でございます。下永吉の★★さんが大芝の★★さんから賃貸借により土地を借り受けて、駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地の隣りに郵便局を新築しましたが、当初の計画より来客者用駐車場の不足が予想されることから隣地で利便性の良い申請地を転用したいとのことでございます。計画としましては、郵便局の来客者及び職員用駐車場10台分でございます。排水は雨水のみで敷地内浸透でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして13号議案でございます。申請地は、木崎字川田地先、外2筆、田んぼ346㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合44街区18-1、外1筆。合計190㎡でございます。千代田町の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は住環境が整っており、また、用途地域内であるので転用したいとのことでございます。計画としましては、宅地分譲1区画190㎡の計画でございます。排水は、西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他方令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一

般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして14号議案でございます。申請地は大芝字小張地先、外2筆、田んぼ329㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合46街区18、外1筆の合計200㎡でございます。いすみ市の★★さんが神奈川県★★さんから土地を買い受けて建売分譲1棟用地とする申請でございます。申請理由としましては、区画整理地内の住環境の良い土地で入居が見込めるためとのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・建売分譲住宅・建築面積78.77㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他方令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして15号議案でございます。申請地は、小林字下野地先、田んぼ16㎡と一体利用する宅地979.16㎡の合計995.15㎡でございます。高師の★★さんが小林の★★さんから土地を買い受けて長屋住宅2棟用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は住環境が整っており、アパート経営に適した土地であるので転用したいとのことでございます。計画としましては、木造2階建て・長屋住宅・建築面積114.21㎡と170.96㎡の2棟でございます。排水は、東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他方令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

事務局の説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

会長

(審議内容を報告)

小委員長

10号議案許可、11号議案許可、12号議案許可、13号議案許可、14号議案許可、15号議案許可。

会長

小委員会の審議内容の報告が終わりました。順次審議します。ではまず10号議案です。花澤委員、現地調査をしておりますか。

★★委員

親子の貸借で、第2農地で裏の宅地に隣接した場所に住居を建てたいとの事ですので許可相当で問題ないと思われま。

会長

では★★委員どうでしょうか。

★★委員

現在親子3世代で住んでおり、手狭になったため、長男が家を建てたいとことであり、隣接地の所有者にも同意を取っておりますので許可相当でお願いします。

会長

10号議案、他にご意見ございますか。(異議なしの声) それでは、10号議案については、小委員会の報告どおり許可相当と決定させていただきます。

続きまして11号議案です。こちらも現地調査してございます。

★★委員どうですか。



★★委員 山林か原野かわかりませんが、このような状況の中ではやむを得ないものと思います。むしろきれいになって良いのではないかと思いますので、許可相当でお願いします。

会長 では、★★委員どうでしょうか。

★★委員 区画整理の近隣となっており、用途地域内であるため、許可相当でお願いします。

会長 11号議案は、小委員会の報告どおり許可相当ということではよろしいでしょうか。(異議なしの声)では11号議案は許可相当で決定させていただきます。続きまして12号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員どうでしょうか。

★★委員 この土地は郵便局に隣接した土地でありまして、以前から車が何台か駐車してありました。特に問題ないと思われまますので、許可相当でお願いします。

会長 はい、では★★委員どうでしょうか。

★★委員 郵便局も駐車場がないと利用者が不便をきたすと思われまますので、許可相当でお願いします。

会長 12号議案についても許可相当で決定ではよろしいでしょうか。(異議なしの声)では12号議案は許可相当で決定させていただきます。続きまして13号、14号議案です。★★委員どうでしょうか。

★★委員 用途地域内でありますので、いずれも許可相当でお願いします。

会長 13号、14号議案についても許可相当ではよろしいでしょうか。(異議なしの声)では13号、14号議案については許可相当で決定させていただきます。続きまして15号議案です。★★委員どうでしょうか。

★★委員 この場所は周りが宅地であり国道に付いた一角になります、隣接して住宅地にしたいということで利便性も高まると思われまますので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員どうでしょうか。

★★委員 用途地域内でありますので許可相当でお願いします。

会長 15号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ではよろしいでしょうか。(異議なしの声)では15号議案については許可相当で決定させていただきます。次は農地法第5条の規定による許可後の計画変更について審議いたします。説明をお願いします。

事務局 それでは16号議案でございます。申請地は、大芝字一東割地先、外3筆、田67㎡、畑2、262㎡、合計2、329㎡でございます。埼玉県は★★さんが町保の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲13区画用地とする申請でございます。なお、当初計画は平成26年2月17日付け太陽光発電施設用地でございます。申請理由としましては、申請地は住環境が整っており、また、用途地域内であるので転用したい

とのことでございます。計画としましては、宅地分譲13区画で1区画が166.31㎡から178.19㎡までの13区画の計画でございます。排水は、北側及び南側道路側溝に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令申請は、宅地開発事前協議申請を市・都市計画課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 事務局の説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)  
宅地分譲用地にしたい旨の申請であります、度々の変更ということではいかなものかという声もありましたが、最終的には許可相当という結論に至りました。

会長 ★★委員ご意見ありますか。

★★委員 郵便局の隣の土地になりますが、宅地分譲することに特に問題ないと思われまして、許可相当でお願いいたします。

会長 ★★委員どうでしょうか。

★★委員 用途地域内であり、やむを得ないものと思われまして、許可相当でお願いします。

会長 16号議案ですが、他にご意見ございますか。なければ16号議案については、許可相当でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案については、許可相当で決定させていただきます。

続きまして議案第17号です。前回の2月10日に調査が必要ということで保留させていただきました案件でございますが、審議させていただきます。

★★委員、調査をお願いしたところだと思っておりますが、報告をお願いいたします。

★★委員 前回保留した件ですが、業者から抵当権を解除しないと借用できず、工事もできない旨の話があり、農協へは金銭を支払うことで、本人の身内で★★さんより抵当権を解除する旨の話があり、抵当権を解除したことが確認できましたので、許可相当でお願いします。

会長 今お聞きしたとおり、本人も了承のうえ、抵当権は既に解除されているとのことです。他にご意見ありますでしょうか。(異議なし) それでは17号議案については、許可相当として県に進達するという事で決定いたします。

続いて議案18号の利用権設定の件ですが、この件につきましては、★★と★★と★★委員が議事参与の制限を受けますので、その間、三枝小委員長に議長を務めていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(★★、★★、★★委員退席)

小委員長 それでは、ただいま会長から提案ありましたとおり、★★、★★、★★委員が議事参与の制限を受けたことで、その間、私が議事進行させていただきます。よろしいでしょうか。(異議なしの声) では18号議案について、事務局より提案願います。

事務局 それでは、議案第18号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順に記載しています。

それではまず始めに新規分です。NO. 1につきましては、借受者が台田の★★さん、貸付者は台田の★★さんで、利用権設定する土地は台田767番他1筆、田、計3,495㎡で賃貸借権の設定で、期間は2年でございます。

以下同様にNO. 2、NO. 3が利用権設定期間2年、NO. 4、NO. 5が利用権設定期間2.6年、NO. 6、NO. 7が利用権設定期間3年、NO. 8からNO. 18までが利用権設定期間5年、NO. 19からNO. 23までが利用権設定期間6年、NO. 24からNO. 26までが利用権設定期間7年、NO. 27からNO. 32までが利用権設定期間10年となっております。NO. 33については、農地利用円滑化団体である長生農業共同組合が貸付者と借受者の間に調整役として入ったもので利用権設定期間6年、NO. 34については同様に利用権設定期間10年を設定したものです。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございます。新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。NO. 1からNO. 4までが利用権設定期間3年、NO. 5からNO. 13までが利用権設定期間5年、NO. 14、NO. 15が利用権設定期間6年、NO. 16が利用権設定期間7年、NO. 17からNO. 20までが利用権設定期間10年となっております。

利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最後のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は127,664.19㎡、再設定（更新分）の利用権設定面積は81,449㎡となっております。表下段の使用貸借につきましては内4,150㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会で承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

小委員長

18号議案に付きまして説明がありました。皆さんから質問、ご意見等ございますでしょうか。（異議なしの声）意見なしとの事ですので承認とさせていただきます。それでは、退席者の着席をお願いいたします。

（★★、★★、★★委員着席）

会長

それでは議事を再開いたします。次に議案第19号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第19号平成27年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について説明いたします。

平成27年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の設定につきましては、千葉県農業会議におきまして平成27年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金を設定してございます。農業委員会では、農業会議の算出基礎、算出方法等を参考に実情にあわせて標準農作業料金等を検討することになります。

それでは、資料1の平成27年度標準農作業労賃並びに標準機械作業料金表（案）

により説明いたします。

まず、標準農作業労賃ですが、田作業 8,000 円、畑作業 7,200 円で、前年度と同額です。これは、1 日当たりの賃金で実労 8 時間、賄い費用は含まない金額です。資料 4 の農業会議が設定しました九十九里地域の農作業労賃は、田作業 8,800 円、畑作業 8,000 円となっております。資料 3 の九十九里地域内の各市が設定しました農作業労賃は、田作業が 8,000 円～8,800 円、畑作業が一部の市を除いて 7,400 円～8,000 円で、農業会議が設定しました農作業労賃に近い金額になっております。これに本市の農作業労賃を比較しますと本市の方が若干低くなっておりますが、資料 2 の長生郡内の町村が設定あるいは設定予定の農作業労賃は、田作業が 7,000 円～7,500 円、畑作業が 6,000 円～6,500 円で、本市よりさらに低くなっております。これらを勘案しまして本市の農作業労賃を設定しました。この作業労賃は、平成 24 年度、改定しました。

次に、機械による標準農作業料金ですが、資料 4 の農業会議が設定しました農作業料金表をご覧ください。この農業会議が設定しました県下統一の農作業料金を参考にしまして本市の農作業料金を設定させていただきました。なお、農作業料金は、資料 2 の長生郡内の町村、資料 3 の九十九里地域内の各市に比較しましても金額に大きな差がないと思われまます。

資料 1 をご覧ください。前年度と比較しまして上昇した農作業料金がありますが、これは、機械価格の上昇によるものです。

今回の標準農作業労賃並びに機械による標準農作業料金の設定につきましては、小委員会終了後の役員会議においてご検討をいただいております。

これらの農作業料金は、あくまでも目安です。耕地の条件がそれぞれ異なりますので、農作業の受委託者双方で話し合いのうえ決定していただくこととなります。

以上です。

会長

今、事務局から説明がありました。ご意見ございますでしょうか。皆さん、これを参考に料金を設定されていると思いますが。(異議なしの声) それでは 19 号議案については承認することで決定いたしました。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地の賃貸借料の情報提供について
- ・農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・公共事業に伴う廃土処理事業の届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。たいへん長時間にわたり御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第4回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年3月23日

茂原市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印